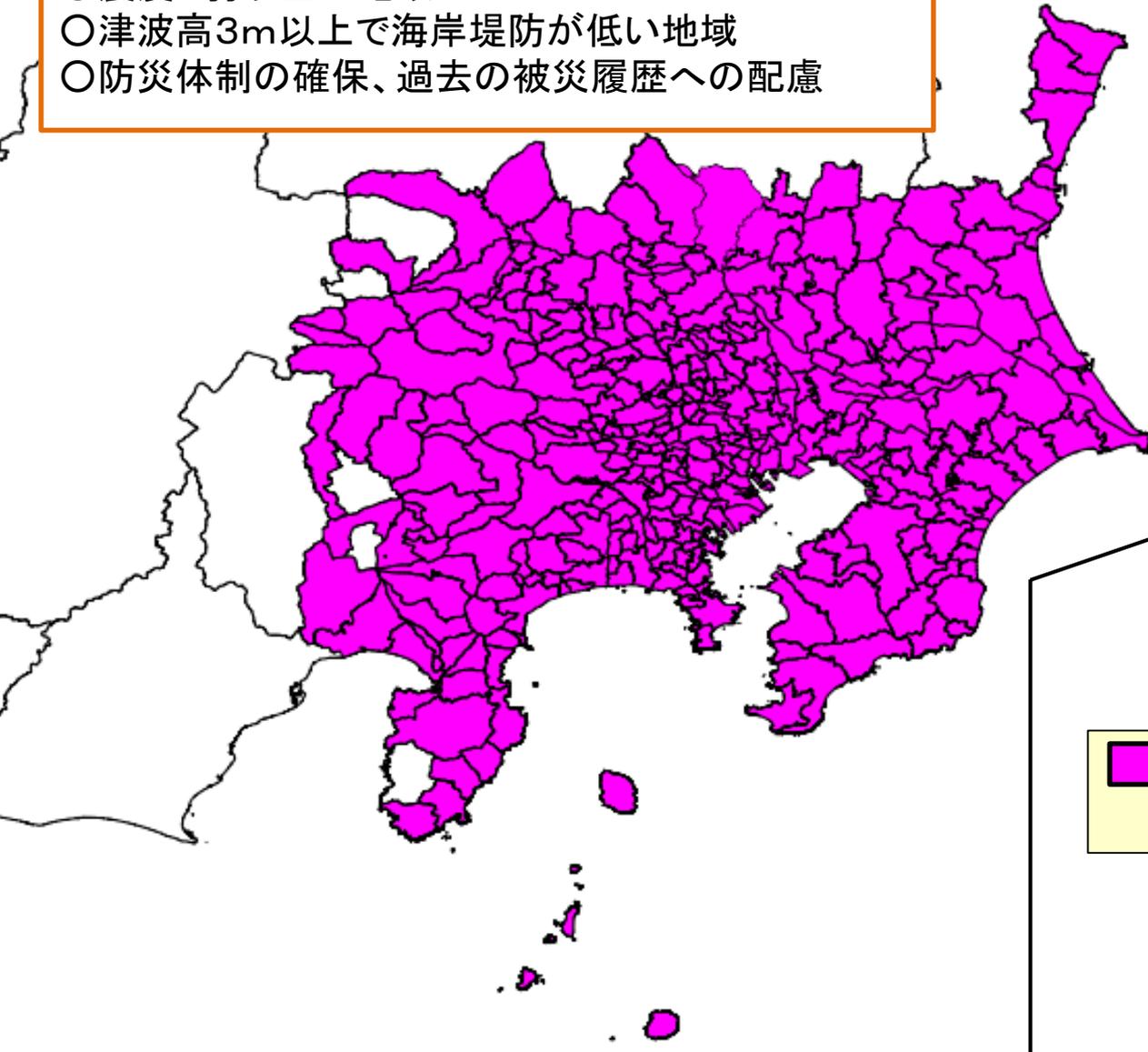


首都直下地震緊急対策区域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



 緊急対策区域の指定地域
(平成27年3月31日現在)

「首都直下地震緊急対策区域」の指定基準について

【首都直下地震緊急対策区域の指定基準について】

(1) 震度に関する基準

震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市区町村を含む。）

(2) 津波に関する基準

「大津波」（3 m以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域

(3) 過去の地震による被害

- 過去に発生した首都直下地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の首都直下地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。
- 「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市区町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市区町村とする。

(4) 防災体制の確保等の観点

「周辺の市区町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。

- ・ 広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
- ・ 周囲を指定候補市町村に囲まれている市区町村

※ 対象地震の考え方

① 直下型地震

首都直下地震対策特別措置法で定める震源域で発生するM7クラスの直下型地震

② プレート境界型地震

大正関東型地震及び延宝房総沖地震